

広島市私立学校等結核予防費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条の規定に基づき、健康診断等結核の予防に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の対象等)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる費用は次に掲げるものであること。

法第53条の2第1項の規定に基づき実施義務者（国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。）が行う定期の健康診断に要する費用

2 補助金の交付の対象となる経費、基準額及び補助額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、別紙様式第1号による申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 健康診断の実施計画に関する書類（別紙様式第2号）
- (2) 実施計画に要する経費の内訳及び所要額に関する書類（別紙様式第3号）

(交付の決定等)

第4条 前条の申請書の提出があったときは、これを審査して補助金を交付するかどうかの決定をし、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第5条 補助金の所要額が交付決定額を上回る場合又は2割を超える減がある場合は、第3条に定める申請手続きに従いすみやかに変更申請を行うものとする。

(実績報告)

第6条 補助事業実績報告書は、別紙様式第4号により次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 健康診断の実施実績に関する書類（別紙様式第5号）
- (2) 計画の実施に要した経費の内訳及び所要額に関する書類（別紙様式第6号）
- (3) 健康診断実施成績表（別紙様式第7号）

(補助金の交付)

第7条 補助金は、事業が完了した後に、前条の規定による実績報告に基づいて交付する。

(帳簿等の保存期間)

第8条 補助金交付を受けた者は、帳簿及び書類を保存しなければならない。期間は、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行し、昭和55年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行し、昭和56年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行し、昭和57年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行し、昭和58年度分の補助から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行し、昭和59年度分の補助から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行し、昭和60年度分の補助から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行し、昭和62年度分の補助から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行し、昭和63年度分の補助から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行し、平成元年度分の補助から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行し、平成2年度分の補助から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年11月27日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年12月15日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年12月20日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年12月6日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

ただし、平成6年4月1日から平成6年9月30日までについては、第2条中「法第13条第1項から第3項まで」を「法第13条第1項又は第2項」と読み替える。

附 則

この要綱は、平成7年12月18日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年6月5日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年12月2日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年2月4日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年12月3日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年12月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年12月3日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年11月8日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年10月31日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年11月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年11月4日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行し、令和4年4月1日から適用する。